

◆市民会館 附属設備使用料◆ (令和元年10月1日～)

分類	器具名	単位	使用料 (単位 円)
照明設備	ピンスポットライト(整流器付き、クセノン2kW)	1台	2,610
	ピンスポットライト (ハロゲン1kW)	1台	1,040
	ピンスポットライト (ハロゲン650kW)	1台	520
	フットライト (60W)	1列	1,040
	花道フットライト (60W)	1列	310
	ボーダーライト (200W)	1列	2,090
	アツパーホリゾンライト (500W)	1列	3,140
	ロアーホリゾンライト (200W)	1列	2,090
	サスペンションスポットライト (1kW、凸レンズ又はフレネルレンズ)	1台	310
	フロントスポットライト (1kW、凸レンズ)	1台	310
	シーリングスポットライト (1kW、凸レンズ)	1台	310
	プロセニウムスポットライト (1kW、凸レンズ)	1台	310
	トーメンタルスポットライト (1kW、凸レンズ)	1台	310
	移動用スポットライト (1kW、凸レンズ又はフレネルレンズ)	1台	310
	移動用スポットライト (500W、凸レンズ又はフレネルレンズ)	1台	200
	パーライト (1kW)	1台	310
	パーライト (500W)	1台	200
	ACライト (4台)	1組	520
	カッターライト	1台	520
	カッターライト専用オプション器具	1組	200
	ストリツプライト	1台	200
	ビームツクス	1台	310
	スピナー	1台	200
	エフエクトマシン (先玉及びスポット含む。)	1組	940
	芯なしダブルマシン (先玉及びスポット含む。)	1組	940
	ディスクプレート	1枚	100
	波エフエクトマシン	1台	830

	ストロボマシン	1台	1,040
	オーロラマシン	1台	830
	ミラーボールつり下げ型	1台	1,040
	ミラーボール置型	1台	830
	星球	1式	1,040
	移動照明器具用ハイスタンド	1本	200
	移動照明器具用スタンド	1本	100
	バンドア	1台	100
	平置ベース	1台	50
	2連アーム	1本	50
	ロングハンガー	1本	50
	カラーホイール	1台	50
	Aセット（ボーダーライト1列、サスペンション スポットライト4台、フロントスポットライト4 台及びシーリングスポットライト4台）	1式	5,230
	Bセット（ボーダーライト2列並びにフロントス ポットライト及びシーリングスポットライト計 20台）	1式	8,380
	Cセット（フロントスポットライト及びシーリン グスポットライト計40台）	1式	10,470
	Dセット（アツパーホリゾントライト1列、ロア ーホリゾントライト1列、ボーダーライト2列並 びにサスペンションスポットライト、フロントス ポットライト及びシーリングスポットライト計 50台）	1式	20,950
音響設備	拡声装置（プロセニアムスピーカー2台及びサイ ドコラムスピーカー2台）	1式	5,230
	アンプリファイアー	1台	520
	コンデンサーマイク	1本	1,040
	ダイナミックマイク	1本	830
音響設備	ワイヤレスマイク装置（6CH）	1式	1,250
	3点つりマイク装置（マイク別）	1式	1,040
	残響付加装置	1台	1,040
	床上マイクスタンド	1本	100

	卓上マイクスタンド	1本	100
	ブームマイクスタンド	1本	100
	ステージスピーカー	1台	1,040
	ハネ返りスピーカー	1台	520
	カセットテープレコーダー	1台	520
	テープレコーダー	1台	1,570
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,040
	レコードプレーヤー	1台	520
	コンパクトディスクプレイヤー	1台	1,040
	ミニディスクプレイヤー	1台	1,040
	ポータブルミキサー	1台	2,090
	ダイレクトボックス	1台	100
	グランドピアノ	1台	3,140
	アツプライトピアノ	1台	1,040
	エレクトーン	1台	1,570
映写設備	スクリーン	1式	3,140
	仮設スクリーン	1式	520
	映写用スピーカー	1式	1,040
	スライド装置	1式	1,040
	プロジェクター	1式	1,570
舞台設備	演台（花台含む。）	1式	940
	司会者台（マイクスタンド含む。）	1台	520
	反射板	1式	5,230
	指揮台（指揮者用譜面台含む。）	1式	310
	演奏者用譜面台	1台	100
	コントラバス椅子	1脚	100
	所作台	1式	5,230
	花道所作台	1式	2,090
	平台	1台	200
	開き足（高足）	1台	50
	開き足（中足）	1台	50
	箱足	1台	50
	木台	1台	50

	ひな段ケコミ	1 枚	5 0
	ひな段ケコミ（フルセット）	1 式	1, 5 7 0
	めくり台	1 台	1 0 0
	大太鼓（2 尺）	1 式	8 3 0
	金 ^{びよう} 屏風（8 尺×6 曲）	1 双	2, 0 9 0
	人形立て（6 尺）	1 台	1 0 0
	木支木（6 尺）	1 台	1 0 0
	金支木（3 尺）	1 台	1 0 0
	紗幕	1 掛	9 4 0
	ジヨーゼット幕	1 掛	1, 0 4 0
	紅白幕	1 掛	1, 0 4 0
	浅黄幕	1 掛	1, 0 4 0
	地がすり	1 式	1, 5 7 0
	毛せん（1 2 尺×6 尺）	1 枚	1 0 0
	山台用長布団（6 尺×1. 8 尺）	1 枚	1 0 0
	振り竹	1 式	2 0 0
	松羽目	1 式	1, 0 4 0
	竹羽目	1 式	1, 5 7 0
	上敷	1 枚	1 0 0
	姿見	1 台	1 0 0
	リノリウムマット	1 式	4, 1 8 0
	持込み器具電源	1 kW	1 0 0
その他	第 1 会議室用拡声装置	1 式	5 2 0
	会議室用視聴覚セット	1 式	5 2 0
	和室用電熱炉	1 個	5 2 0

備考

- 1 附属設備の使用料は、条例別表第 1 項の表に定める午前、午後及び夜間における使用をそれぞれ 1 回として計算し、これにそれぞれの附属設備の使用料を乗じて得た額とする。
- 2 ピアノの調律は、利用者が行うものとする。